

国民年金保険料は 前納・早割がお得です

問合せ 国保ねんきん課 ☎33-4105
八代年金事務所 ☎35-6143

前納

2年前納

2年度分（4月分～翌々年3月分）の保険料を初年度当初の4月末までに納める方法です。

1年前納

1年度分（4月分～翌年3月分）の保険料を年度当初の4月末までに納める方法です。

半年前納

年に2回、半年分ずつ前払いする方法です。4月分～9月分を4月末までに、10月分～翌年3月分を10月末までに納めることになります。

納付方法には納付書払いとクレジットカード払い、口座振替があり、口座振替にするとさらに割引があります。

納付方法	納付書・クレジットカード	口座振替
2年前納	14,590円割引	15,840円割引
1年前納	3,520円割引	4,160円割引
半年前納	810円割引	1,130円割引

割引額は保険料額により決定します。表は令和2年度の割引額です。

手続きと納付方法

納付書

納付書で2年前納する場合は4月中までに年金事務所に申し込みください。申し込み後、納付書が送付されますので金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで納付ください。

※2年前納の場合納付額が30万円を超えるため、コンビニエンスストアでの納付はできません。

クレジットカード・口座振替

希望する場合は2月末までに年金事務所に申し込みください。2年前納と1年前納は4月末日に、半年前納は4月末日と10月末日にそれぞれ引き落とされます。

（クレジットカード払いの場合クレジットカード会社が立替納付します）

保険料の免除

国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後の年金だけでなく、障がいを負ったり、亡くなったときに、障害年金や遺族年金が支給されないことがあります。保険料は毎月忘れずに納めましょう。所得が少ない、失業したなどの理由で保険料を納めるのが難しい場合は、世帯の所得に応じて保険料の全部または一部の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」がありますので相談ください。

早割

通常の口座振替は翌月末の引き落としですが、当月末に引き落としをして前納する早割という保険料の割引が受けられます。割引額は月々50円で、2カ月目以降が割引対象です。当月末振替を申し込むと、翌月末の初回口座振替時のみ2カ月分の保険料（初回分：従前の保険料と2回目分：50円割引の保険料）が引落しになります。

希望する場合は、年金事務所に申し込みください。

【通常の口座振替】



【早割の口座振替】



令和3年度の保険料が確定していないため、目安として令和2年度の保険料（月16,540円）で表しています。